

## 平成19年度内部監査結果に基づく監査室の提言事項及びそれに対する資金管理法人の対応

## 1. 提言項目数の推移

	内 訳	第1回(平成16年度)	第2回(平成17年度)	第3回(平成18年度)	第4回(平成19年度)
指摘件数	新規	11	8	5	5
	前期繰越し	—	6	8	0
	合計	11	14	13	5
対応状況	完了	5	6	13	5
	未完	6	8	0	0

【注】第3回の前期繰越し件数8件のうち4件は監査時点までに完了したが、追加指摘をうけたものである。

## 2. 今回の新規提言事項と対応

提 言 事 項	対 応
1. 業務引継 業務引継ぎはよくなされていない事例あり。職員に「引継」業務の重要性を教育し、引継書を作成することを含め、スムーズな業務継承を図ることが必要。	業務に支障がないよう引継ぎを実施する必要があり、重要項目については引継文書を作成するように徹底する。 なお、日常業務については業務マニュアルを使って引継ぎをするため、業務マニュアルの見直し・改良に取り組んでいく。
2. 規則等の部内周知と遵守 規則等の一部が部内に周知されておらず、したがって遵守されていないケースがある。 例えば、稟議・決裁規則、公印取扱規則、物品・役務調達における契約締結に関する部内規則等。周知徹底と遵守が必要。	指摘を受けたのは稟議・決裁規則(2件)、公印取扱規則(2件)、物品・役務調達における契約締結に関する部内規則(1件)。 従来は新入職員に対して研修を実施し、個別ケースごとにフォロー・徹底を図ってきたが、今後は職員全員を対象とした全体研修を行い、周知徹底を更に図るようにする。
3. 自動車リサイクル法100条帳簿 各年度100条帳簿は作成されているが、平成18年度分は平成17年度分と異なり稟議決裁がない。決裁基準を設けることが必要。	100条帳簿の作成自体に稟議決裁が必要とは必ずしもいえないが、資金管理センター公印(部長印)を押印して保管しているため、部長決裁として稟議決裁を受けることにした。
4. 再資源化預託金等運用計画会議 運用計画のみならず運用内容や結果についての重要事項が十分に審議された上、承認されているにも拘らず、その事跡としての議事録記載が不十分な事例あり。議事録作成の見直し・改善が必要。	記載内容が不十分な時があったので、事後に誤解がないよう正確に記載するようにした。
5. 定例でない業務処理 定例でない業務処理については、経緯書を作成しかつ1件関連書類を残し、担当者以外がトレース出来るようにすべき。	非定例の業務として処理した案件については経緯がわかるように書類を残すようにすると共に、保管ルールを明確にした。